

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担当主査	担 当

報告日：令和7年7月2日

名 称	令和7年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会				
日 時	令和7年6月27日（金） 午後1時55分～2時35分				
場 所	鹿沼市リサイクルセンターぶうめらん研修室				
出 席 者	別紙のとおり				
内容及び 結果等	1 開会(司会：大出課長)				
	2 あいさつ				
	3 協議事項(進行：石川会長)				
	(1) 副会長の互選について				
	谷委員に決定した。				
	(2) 条例第13条の規定による事業の許可について				
	ア NF832 発電所 口栗野 1426 番 1 (株)サニックス 土砂災害警戒区域				
	イ NF459 発電所 板荷 2915 番 7 外 2 筆 (株)サニックス 土砂災害警戒区域				
	ア、イについて、原案どおり承認された。				
	ただし、許可の際に事業者に雑草対策について確認し、十分対策を取るよう指導することとなった。				
4 その他	前年度の許可及び届出件数について、報告した。				
	許可 1 件 届出 33 件				
	5 閉会（大出課長）				
配布資料	別紙のとおり				
次回予定	未定				
記 録 者	篠崎				
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況					
(該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)					
公開・非公開の別	公 開	・	非公開	(公開の場合) 傍聴人数	0 人

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担当主査	担 当

令和 7 年度第 1 回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	大森	鈴木	谷	徳田	関谷	松島
出欠	○	○	○	欠	○	○	○

【事務局】

● 事務局……環境部：大場部長、大出課長、上田係長、和久井担当主査、五十嵐、篠崎
全体進行：《大出課長》

1 開 会 《大出課長》

開会及び会議成立の報告

令和 7 年度第 1 回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

施行規則第 28 条第 2 項の規定による委員の過半数の出席があることから本審議会が成立することを報告する。

2 あいさつ

石川会長あいさつ

3 新任委員紹介

人事異動等に伴う新任委員及び事務局自己紹介

欠席した谷副会長以外の新任委員及び事務局の自己紹介

4 協議事項 《石川会長進行》

事務局：続いて、協議事項に入るが、会議の進行については、施行規則第 27 条第 2 項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは協議事項（1）の副会長の互選について、事務局の説明を求める。

事務局：（1）について、説明

大森委員：事務局案があれば示してほしい。

事務局：谷委員に副会長を打診し、了承を得ている。

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担当主査	担 当

石川会長：谷委員に副会長をお願いすることによろしいか。

全委員：異議なし。

石川会長：協議事項（２）条例第１３条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

事務局：《和久井担当主査が資料により説明。》

２件の許可申請案件について説明した。

- ① NF832 発電所 口栗野 1426 番 1 (株)サニックス 土砂災害警戒区域
- ② NF459 発電所 板荷 2915 番 7 外 2 筆 (株)サニックス 土砂災害警戒区域

石川会長：①について、ご意見をいただきたい。

鈴木委員：地域の中で太陽光発電設備が設置された後の関心が高い。

管理などについて、自治会との関わりを持つように事業者には働きかけできないか。
 地元では、自治会が雑草繁茂について、管理者に苦情を言える状況を作っている。
 そのような状況を作ることを許可の中に入れることはできないか。
 私は草刈り隊というものを組織して、有料で年５、６回やっている。
 設置後の管理についても、明文化して事業者に指導してほしい。

事務局：太陽光発電施設に限らず、この時期は雑草の苦情が多い。

環境課としては、土地所有者又は管理者を調べ、指導していく。
 太陽光発電施設に限っては、不適切な管理をしている発電設備については、国等に報告する方向で考えている。

鈴木委員：私が伝えたいのは、太陽光発電施設であっても地域の中の施設であることから、どのような方法で管理者に管理してもらうかということではなく、地域を挙げてその施設を管理する方向で考えていけたらと思っている。

石川委員：事業者によらせるということではなく、管理システムを構築してその中に地元が入れるようなことを考えていくという意見ではないか。

鈴木委員：私のところは事業者と業務委託の形で契約している。

事務局：他の事例では、事業者が地元自治会に加入し、お祭りなどへの参加を希望するなどの事例もあった。

行政指導として、市側から事業者に地元自治会に加入するようになどをお願いすることはできる。

または、地元と協定を締結し、管理などについて大枠を決定した後で許可申請を行うよう行政指導することはできる。

市が行政処分の権限を行使して、一方的にこのようにやれということではなく、地元と事業者がお互いに歩み寄れるような方法も一つのやりかたとしてはあると思う。
 今後改善していきたい。

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担当主査	担 当

石川会長：他にご意見はあるか。無いようでしたら、①について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、①については、原案通り同意しました。つづきまして②について、皆様からなにかございますか。

石川会長：質問が無ければ、私から。

申請地の形状がだいぶ入り組んでいるが、このような形の敷地なのか

事務局：事業者を確認したが、元々このような形状の敷地とのことだった。

石川会長：入り組んだ部分の管理について、どうするのか疑問に思った。

土地所有者がやるものだろうけど。

フェンスは、立てないのか。

事務局：フェンスは立てるとのこと。

徳田委員：雑草の草刈りについて、事業者に徹底してもらわないといけないと思う。

草刈りの日程等をはっきりさせてから、許可してはどうか。

農地は、売買するのか。

事務局：売買と聞いている。

徳田委員：農地が農地でなくなってしまうのか。

事務局：農地については、再エネ条例の許可後に農地転用を申請すると聞いている。

徳田委員：農地をなくしてしまうのは問題ないのか。

大森委員：図面だと傾斜があるように見受けられるが、今まで災害などあったのか。

事務局：現状農地であることを理由に申請を不許可などにはできない。

徳田委員：農地を売却してしまうというのは、問題ないのか。

大森委員：この農地自体は耕作放棄地と見受けられる。

その場合、実際に耕作するとなった場合、何年もかかることになる。

農地の転用については、申請を受け書類や農地法の区分など問題なければ売却することはできる。

事務局：過去の災害については、確認されていない。

石川会長：雑草等の管理について、徹底してほしいとの意見

事務局：仮に許可する場合であっても、許可の条件を付することはできる。

雑草対策について、事業者と地元で協議するよう入れることもできるので、検討したい。

関谷委員：入り組んでいる形状の部分は、水が溜まってしまうのではないか。

水の処理はできるのか。

事務局：対策として、先端の土塁を切るなど事業者を確認をしたうえで許可することとする。

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担当主査	担 当

関谷委員：口栗野と板荷で平面図の現地特記事項の記載が違っているが、どちらもフェンスが設置されるということでもいいか。

事務局：どちらもフェンスは設置する。

現地特記事項については、記載方法を統一するよう指導する。

石川会長：他にご意見はあるか。無いようでしたら、②について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、②については、原案通り同意しました。雑草対策について、事業者に伝えてもらえればと思う。つづきまして、協議事項（3）その他について、皆様からなにかございますか。

一 同：《なし。》

石川会長：無いようでしたら協議事項（3）は終了しまして、以上で本日の協議はすべて終了させていただきます。みなさんご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

5 その他《大出課長》

大出課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等ありますか。

一 同：《なし。》

大出課長：事務局から何かありますか。

事務局：令和7年度第1回ということで、前年度の許可及び届出の件数について報告させていただきます。

許可申請 1 件

届出 3 3 件

今回は、令和7年度9月を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

大出課長：これで審議会を閉会する。

6 閉 会《大出課長》